

<子どもの権利部会における各意見について>

※意見のあった項目・・・●

1. 基本方針●
2. 権利擁護委員の職務及び責務
  - (1) 職務●
    - ア 個別救済
    - イ 啓発・教育
    - ウ 制度改善
    - エ モニタリング
  - (2) 責務
3. 救済機関以外の責務・連携体制
4. 相談・申立て●
5. 調査・勧告等
  - (1) 調査●
  - (2) 勧告等●
  - (3) 報告
  - (4) 公表
  - (5) その他
6. その他
  - (1) 権利擁護機関の組織・体制●
  - (2) 相談の方法・ツール
  - (3) その他

<b>1. 基本方針</b>	
	"底上げ"や"問題解決力を上げる"というのは、教育的な意味合いにならないか。また、子ども達は自分で強くならなければいけないというような感じに聞こえるのではないか。
	変革という言葉ではなく、別の表現が良いのではないか。

<b>2. 権利擁護委員の職務及び責務</b>	
<b>(1) 職務</b>	
<b>ア 個別救済</b>	
	子どもの権利を基盤とした相談のアプローチを既存窓口を広げていく役割も子どもオンブズはになっていくのではないかと思う。
	大人の意識変革と大人に限るのではなく、小さいことでも言い合えるまちの構築や救済が子どもの自己肯定感の醸成等に繋がるのではないかと思う。
調査報告書からの 検討事項	子ども自身が自分を肯定できる環境を提供することによって、悩んだら誰かに相談してみようという子ども自身の相談への積極性や意欲向上に向けた対応の有無について、窓口の担う役割として行なうか検討が重要である。
<b>イ 啓発・教育</b>	
	子ども達を守るもの（相談窓口）があるんだということを広報活動で広める必要がある。
(検討事項)	子どもの権利学習をどのように進めていくのか、あるいは親に対して子どもの権利の広報啓発活動をどう進めていくかということも考えていく必要がある。
勉強会資料からの 検討事項	制度に係る市民・子どもへ対象の広報・宣伝（知ること 分かること 活用すること）
<b>ウ 制度改善</b>	
<b>エ モニタリング</b>	
<b>(2) 責務</b>	
勉強会資料からの 検討事項	(制度設計のための議論) 子どもオンブズにどういった機能を求めているのか

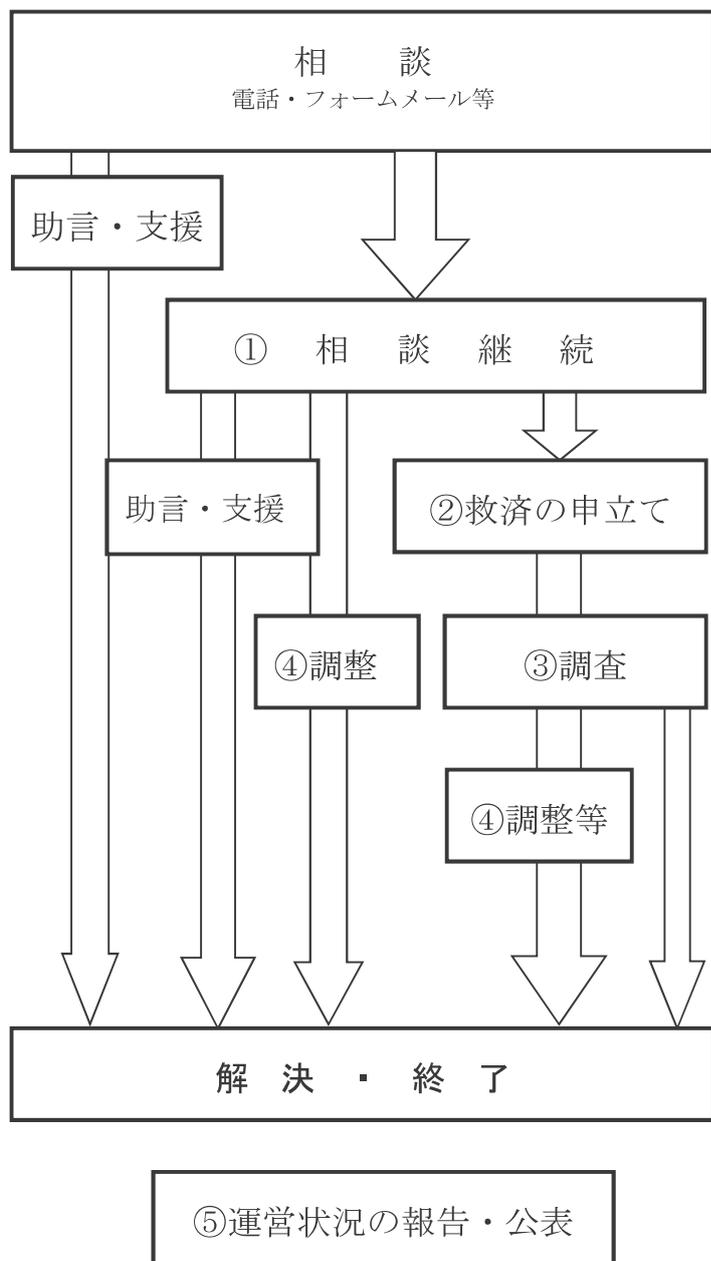
<b>3. 救済機関以外の責務・連携体制</b>	
勉強会資料からの 検討事項	(制度設計のための議論) 既存の相談・救済機関との関係

<b>4. 相談・申立て</b>	
	まずは、困ったを相談できること、相談したことについて受け止めてもらえることが子どもにとっての安心できる相談への第一歩であると考えます。
調査報告書からの 検討事項	周囲との関係（学校・家庭・その他の環境等）から、誰かに相談するというに抵抗がある子どもがいる可能性について検討の余地がある。
調査報告書からの 検討事項	相談場所の検討においては、小金井市の18歳までのすべての子どもたちが相談しに行きやすい環境を提供することを第一に、その設置手段等を検討する必要がある。（事務
調査報告書からの 検討事項	子どもたちが相談しやすいツールを提供することによって子どもの相談に積極的に対応することを検討していくことが必要である。
調査報告書からの 検討事項	窓口設置においては専用の相談室や相談スペースを設けて子どもの相談に対応する必要があるのかどうか検討する余地がある。（事務局）

<b>5. 調査・勧告等</b>	
(1) 調査	匿名性を担保しながら相談を受け続けることも可能である。
(2) 勧告等	独立性の議論をする際には、事務局とオンブズの関係をどう位置付けるかということも関係してくる。
(3) 報告	
(4) 公表	
(5) その他	

<b>6. その他</b>	
<b>(1) 権利擁護機関の組織・体制</b>	
	子どもが自力で解決したことによって自己肯定感が高まり、満足できるような仕組みが必要ではないか。
	個別救済優先型とし幅広い救済をしていくとなると、かなりマンパワーが必要になってしまうのではないか。
	相談者はオンブズパーソンを選んで来ても、その先で相談場所を振り分けられてしまうと、相談者の意図が伝わらなくなってしまうか。
	最善の利益に向けて解決イメージを共有していくという面で関係機関との連携が重要となる。
	関係機関とオンブズとで同じ解決ビジョンを描き、さまざまな方法で解決を図らなければならない。子どもオンブズが強い意志を持って指導できる権限が必要ではないか。
	子どもの意見や意志をしっかり受け止めることができる、傾聴できるということが重要である。
	関係機関との連携においては、共通理解を図ることが難しい。家庭、学校、地域の三者において共通理解（意識の一致）が重要になる。
	学校と子どもの双方の意見や気持ちにどのようなずれがあるかを検討し、解決に向けて進めていくことが必要ではないか。なかなか状況が変わらない場合は、オンブズの権限として是正などを行っていくことが求められる。
(検討事項)	連携協力体制を構築しながら子どもオンブズの独立性をどのように担保していくのが重要となる。小金井市の子どもオンブズとして独立性や第三者性をどう担保していくかについて検討が必要である。
調査報告書からの 検討事項	相談受付方法や窓口（相談室）設置有無等の検討の際には、小金井市における子どもの権利に係る相談に適切に対応できる人員数及びその専門性を決定していくことが課題となる。 相談対応者の専門性については、相談支援体制構築の一環として特に慎重に検討していくことが求められる。
調査報告書からの 検討事項	未就学児等の低年齢層の子どもたちの救済に向けた救済体制の構築についても検討していくことが重要である。
調査報告書からの 検討事項	通常時の相談支援体制に加え、国の非常事態下における相談支援体制の構築についても検討（事務局）
<b>(2) 相談の方法・ツール</b>	
	子どもが匿名で相談でき、自分が名乗ると決めた場合には名乗れる、それをワンストップでできるのがオンブズではないか。
<b>(3) その他</b>	

(5) 相談・救済活動の流れ



① 相談内容によって相談を継続して、解決に向けた助言・支援及び関係機関への協力依頼等を行います。

② 相談で解決しない場合、救済の申立てにより、関係者等への調査等に入ることができます(条例第13条)。必要に応じて、人権オンブズパーソンは自己の発意によって調査を行うことができます(条例第16条)。

③ 関係者等に説明や資料の提出を求め、事実関係の確認などを行います(条例第15条、第18条、第21条)。

④ 必要に応じて、人権オンブズパーソンが相談者と関係者等との間に入り、相互の理解と協調の下に調整を行うことがあります。

必要があると認めるときは、勧告、意見表明、是正要請等を行います(条例第19条、第22条)。

⑤ 毎年度、運営状況について市長及び議会に報告するとともに公表します(条例第26条)。

(注) 条例：川崎市人権オンブズパーソン条例

## ＜子どもの権利擁護機関における関係機関との連携に関するヒアリング結果＞

	A	B	C	D	E	F
1. 平時の関わりについて (総合得点及び特記事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本来であれば我々の立ち位置は”附属機関”なので、市長などから諮問を受けて、それに対して、あるいは市民に対して答申するという役割である。</li> <li>普通の附属機関の活動ではない部分として、子どもの権利が擁護されているかどうかを調査する整理で相談救済活動をしている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会規則の中の1つにオンブズパーソンに協力するという規則がある。</li> <li>何かあったときにはそれに基づいて協力してもらうという形になっている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な会議に参加する仕組みはまだない。</li> <li>必要に応じて会議参加する仕組みは作ろうとしている段階である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利侵害事案が発生した場合に参集されるため、平時の活動なし</li> </ul>
(1)教育委員会、学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校現場ではベクトルを子どもに合わせて権利侵害の解決に向かっていく。</li> <li>ただ、学校側ですでに保護者と対応している案件等だと、難色を示される場合もあり、すべての学校から協力が得られるという状況ではない。</li> <li>学校サイドから、相談を持ち込まれることもある。</li> <li>教育委員会とは、意見表明等をする立場なので、良い関係と呼べるものではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立当初から学校の道徳の授業の中に子どもの権利のカリキュラム化を進めている。(社会教育主事の市長部局出向)</li> <li>授業で使用するため、教員たちについては毎年子どもの権利に関する理解は進んでいる。</li> <li>すべての学校が協力的かと言えば完全とは言えない。</li> <li>その他、イベントを開催する際には、のぼりや掲示の作成など、幅広く普及に向けた連携を取っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発足当初はいじめ問題を含め学校の問題が多く、学校側としては、第三者がもの申ししてきた、というような感覚に陥るため、煙たがられていた。</li> <li>現在は、各学校に経験を通じて浸透しているので、当初よりも和らいで受け止められるようになってきている。</li> <li>ただし、勧告等を行う機関であるため、仕事としても言わざるを得ないこともあり、やはり煙たい存在ではある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会の青少年相談センター(不登校等学校関係の相談機関)とは平時から情報交換を行っている。</li> <li>市立小中学校の校長会の会長のところへ挨拶に行っているが、形式的な形である。校長会に行くことはしていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校との連携については、学校に直接連絡はせず、必ず教育委員会の上の方に連絡を入れてから学校に入っていくなどで、組織と組織の関わりの方では、潤滑に行くようにしている。</li> <li>子どもオンブズと学校が直で連絡できる仕組みでないはない理由は、教育委員会と連携体制のルールを整理したため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし(広報活動もしていない)</li> </ul>
(2)教育委員会以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>市所管ではない公立高校等との関係は、平時は広報協力がメインである。</li> <li>案件ごとに調整する場合、学校現場では、自分の学校の子ども問題ということで理解いただき、協力できている。</li> <li>その他公立学校と同様である。</li> <li>その他の市所管施設への調整案件はあまりない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援センターは子どもオンブズの所管部署と課が一緒なので、連携が取れている。</li> <li>私立県立高校等は、毎年啓発協力を依頼している。</li> <li>ただし、研修会や子どもの権利についての出張相談などの関わりはいまのところはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の関係機関以外のところについても、基本は何かあれば協力するという条例になっている。</li> <li>県立高校等は、あくまで県の機関なので県の流れの中でやっているため、子どもオンブズからどうこうは中々言えない。</li> <li>子どもの相談で協力が必要なときは、高校側は自分の学校の生徒のことなので、調査や相談に協力してもらっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の県立高校の校長が集まる毎月1回の会議へ出向き、今年子どもオンブズ内容について協力要請のお願いをお伝えをしに行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし(広報活動もしていない)</li> </ul>
(3)NPOや地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂等との連携については、今のところそこまで連携体制はできていない。</li> <li>NPO等、教育委員会以外の団体に協力を仰ぐような事案の実績はまだない。</li> <li>教育機関以外の機関は、まだ理解促進が進んでいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発に関する部分は市長部局担当課が担っている。</li> <li>例えば市民団体、子どもに関わる市民団体が集まるイベントなどには子どもの権利に関する研修を入れたりしている(PTA説明会等)。</li> <li>向うからオファーがあつて動くのではなく、市の説明会や子供会の最初の説明会等の場面を利用して進めている。大きなイベントの時は、子供の意見表明の場という形で大きくPRをしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他と同様に、何かあれば協力するという条例になっている。</li> <li>リーフレットの配布、民間の地域団体のなり手などにオンブズの研修を実施。</li> <li>発足当初はいろいろな研修等に行ったこともあり、今も要望があれば出張講座を開催(PTAなど)。</li> <li>現在は子育てを含めながら子どもオンブズについても周知するというような形で協力体制の円滑化に向けた広報を進めている。地域コミュニティ団体へ行ったこともあった。今も要望に応じて行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPOによって様々。相談員が平時から互いに情報交換をしているNPO法人もある。</li> <li>市部局側の子ども施設との連携については、今のところ特になし。</li> <li>過去に案件があった関係で、ある施設については、それを機会に市の担当課と一緒に子どもオンブズが訪問し、継続支援を行っているものはある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPでの子どもの権利擁護委員会紹介ページでは、1. 子ども家庭相談電話、2. すこやか電話、3. スギの子電話相談、4. 児童相談所、1. 子ども人権・いじめほっとラインの相談先を紹介。</li> </ul>
(4)その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会答弁等で取り上げられることもあり、市内の子ども施設への認知は進んでいる状況。</li> <li>在住者で区外の学校に在籍している子どもにも対応するため、そういう場合には、相手側はどういった機関かわからない状況があり、丁寧に説明して理解してもらう必要が出てくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救済委員そのものの関わる活動は直接的には多くない。</li> <li>基本は事務局や相談員が動き、救済委員は実際の申し立て案件が出てきたときに積極的に動いている。</li> <li>学校等の関係機関と折衝、連携する場合は、初回は必ず救済委員が行って子どもの権利救済の活動を説明しながら丁寧な形で介入を進めている。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉オンブズとの線引きについてだが、子どもの意見を聞かないと動けないというところが子どもオンブズの特色なので、そこを特色で出し、福祉オンブズとの違いを見出していくのが重要である。</li> <li>本市では、福祉オンブズは広報啓発をあまりしないので、子どもオンブズとはそこが違う。</li> </ul>	
2. 他の関係機関が既に活動している場合の介入及び協力について	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件協にもメンバーに入っている。</li> <li>虐待案件については、法律に基づき通告する。その時点で案件の主導権は移る。</li> <li>案件によって当機関も相談継続として関わることもある。</li> <li>いじめ案件については、いじめ対策委員会が立ち上がる重大案件になる手前が、当機関の領域になるため、委員会設置後に相談が入るということはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いまのところない。</li> <li>既に専門機関が動いている場合には、そこに任せるとするのが基本的なスタンスである。</li> <li>その中で子どもが不利益を受けたり権利侵害を受けたなどの疑いがあった場合は調査・調整を行うが、本来的な制度の動きの中で引き継ぐということは基本的にはない。</li> </ul>	ヒアリングなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>いまのところはそのような案件は、特にはない。</li> <li>専門の機関が既に案件を進めていれば、子どもオンブズが簡単に介入するようなことはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の機関が既に活動しているもので、子どもオンブズも一緒に入っていった例はまだない(情報提供等はある)。</li> <li>他の関係機関から引きついで案件はある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会によるいじめ問題対策委員会の調査結果や報告内容に関して不服があった場合、再調査等の活動を行う。(第三者委員会)</li> </ul>
3. 密な連携を取る上での独立性の担保について (総合得点と特記事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンブズとしては独立性を謳っているため、基本的には本人同意の元対応している。</li> <li>独立性を重んじるのか、連携と情報の共有を強化していくのかのところは、最も課題の大きいところである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度設計上、市に対してものを申せる立場として制度設計しているので、市が間違ったことをしたら指摘していくが、普段から密な連携を取っているというわけではない。</li> <li>救済機関独自の対応を取っている。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
(1)情報連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立性だけを謳ってしまうと、ケースのために必要な情報連携を取ろうと思っても対立してしまいバランスが取れない。</li> <li>生命の危機というところで本人同意なく児相に通告・連携をする場合も当然ある。</li> <li>子ども家庭支援センター等が保護者の気持ちに寄り添って相談対応していくと、子どもの権利の視点というところでは、保護者ではなくその子どもにとって果たして本当に最善の利益があるのかということ、ケース毎で判断して落とし込んでいくのは非常に難しい整理の仕方になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急性がある案件については、法律に基づき本人の了承なくとも情報連携はする。</li> <li>それ以外の場合は子どもが安心して相談できないと意味がないので、秘密の厳守については徹底している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人同意がある場合のみ。同意がなければ調整活動は行わない。</li> <li>調整が必要と判断した場合も、子どもに説明し、同意後に開始。</li> <li>秘密の厳守については徹底している。</li> <li>親子で相談に来た場合も、それぞれ相談員を分け、子どもが内緒にしてほしいことが伝わらないようにしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秘密を守るという立場でやっており、どうしても情報開示が必要なきは本人の了解を得る。</li> <li>子ども本人の同意に基づいて調整活動に入っていく。</li> <li>緊急性の高いときは法律に基づいて情報開示を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>守秘義務を課して、相談者本人が望んだ時だけ関係機関に情報を共有していく形を取っている。</li> <li>本人の同意がない場合は、基本的には関係機関であっても情報共有や調整はしない。</li> </ul>	
(2)関係機関との対立対策等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属機関としてここまで実効性のあるやり方をしているケースはまだ例の少ない制度のため、独立性という整理が実際の活動の上では大変難しい。</li> <li>教育委員会でも市長部局でも説明しても制度を飲み込んでもらうのは難しい。</li> <li>設立当時は教育委員会・学校側からはオンブズに対しての警戒感が強かった。</li> <li>現在はオンブズの認知度が上がってきたため、学校に入る時も、取り調べを受けるだけでなく一緒に入らせてもらえるような形に、学校現場の方が変わってきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度設計時当初から学校現場との対立が生まれにくいように工夫して進んでいた。</li> <li>制度設計は審議会にて行ったが、審議会には校長会から校長先生に入ってもらい、そこから学校や校長会へのフィードバックをもらうという形を取っていた。</li> <li>教職員への研修や、重点的にやってきたことなどは特にないが、解説書を作るなどして、パブリックコメントの時点から子どもオンブズに関する情報をすべて公表していた。</li> <li>社会教育主事を配置し、中心となって学校のカリキュラムを進めていったことが対立を避ける大きな成功につながったと認識している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発足当初は、第三者性の特性が強く、学校現場との信頼関係を築くのが難しかった。</li> <li>現在では、調整活動を多く行っており、1件ずつ学校と十分にケースを通じて話をすること、その子にとって何が一番良いのか、学校・オンブズ・保護者ができることを整理して活動を行っている。</li> <li>当時は体罰案件が多く、申立てを受けて調査をすることが多かった。</li> <li>今は申立て案件は少なくなってきている。</li> <li>申立てして調査して結果的に事実を明らかにしていくということでも、子どもが元気になるかどうかは難しい問題になっている。</li> <li>調整を図りながら、子どもがここで困っている、ここでこうしてもらったら子どもはうれしいということを話して調整を図った方が子どもが早く元気になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校については、案件内容によって反応がまちまち。</li> <li>その学校が保護者対応に追われている場合、学校側が子ども本人に目を向けているのか、保護者の方に目を向けているのかによって対立してしまう可能性はある。</li> <li>学校と子どもオンブズとが子どもの視点に立っているかどうかという問題が第一にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発足までの準備期間において、子どもオンブズが学校に直に話すために教育委員会をかませる仕組みをフローチャートで作成し、それを各学校渡して周知を図ったり、基本事例紹介や条例の紹介などを校長会等で話していた。</li> <li>学校の教職員研修で研修に出向いた。そういう動きは、発足前にはなかった。</li> <li>子どもオンブズがどうい場所なのか浸透ができていないこともあり、関係機関には身構えられてしまう。</li> <li>やり取りを続けていくと「子どもオンブズは上から言うような機関ではない」と理解してもらえ、調整に入ったことがある学校等は、関わりを増やしていく中で警戒感は解けていく。</li> </ul>	